

契約条項（物件単価）

（総則）

第1条 乙は、この契約書に基づき、仕様書・内訳書等に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 乙は、物件を供給する場合において、仕様書・内訳書等により品質が指示されていないときは、中等以上のものとする。

（納品書の提出等）

第2条 乙は、物件供給と同時に納品書を提出しなければならない。

2 乙は、いったん供給した物件を甲の許可なく引き取ることができない。

（検査）

第3条 物件供給は、甲の定めた検査に合格しなければならない。この検査に要する費用及び検査のために変質、変形又はき損したものは、すべて乙の負担とする。

2 前項の検査は物件供給完了の日から10日以内に行う。乙は甲の指定する日時及び場所で検査に立ち会わなければならない。乙は、検査に立ち会わなかったときには、検査の結果について異議を申し立てることができない。

（手直し又は引換え）

第4条 検査の結果、不合格品が生じたときは、乙は速やかにこれを引き取り、代替物を供給しなければならない。

2 甲は、前項の不合格品につき、特に一回に限り相当日数を指定し、手直し又は引換の期間を与えることがある。

（契約不適合責任）

第5条 供給された物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）場合、甲は乙に対し、修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の規定における請求は、物件の引き渡し後又は契約期間終了後、1年以内でなければ行うことができない。

ただし、契約不適合が乙の故意または重過失による場合は、この限りではない。

3 第1項の契約不適合により甲に損害を与えた場合

には、乙は損害賠償の責を負うものとする。

第6条 乙が速やかに不合格品の引取り又は欠陥の補修をしないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときには、甲は乙の負担でこれを執行することができる。ただし、このために乙に損害を与えることがあっても、甲は賠償の責を負わない。

（引渡し及び危険負担）

第7条 物件の引渡しは、引渡し場所で検査に合格したとき完了するものとし、引渡し前に生じた亡失又はき損はすべて乙の負担とする。

（納入期限の延長等）

第8条 乙は、定めた期限までに義務を履行することのできない事由が発生したときは、速やかにその事由を書面をもって甲の承諾を受けなければならない。

第9条 乙は、天災事変その他やむを得ない事由により、期間内又は期限までに義務を履行できないときは、書面をもって期間の延長又は期限の変更を甲に願い出るものとする。この場合において、甲がやむを得ないものと認めたときは、その申出を承認することがある。

2 前項の願い出は、期間内又は期限前でなければならない。ただし、特別の事由がある場合は、この限りではない。

（減価採用）

第10条 甲は、履行の目的物にわずかな不備な点があっても使用上支障がないと認めるときは、相当の額を減じた上で採用することができる。

（契約代金の支払等）

第11条 甲は、契約代金を検査の完了後、乙の請求のあった日から30日以内に支払わなくてはならない。

2 甲は、その履行が完了する前であっても、乙が既に履行した部分について、当該履行した部分の代価を支払うことができる。この場合において、既に履行した部分に対する代価を超えることはできない。

3 乙は、表記単価に確定数量を乗じて得た額に、消費税法に規定する消費税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た額を加算した額を甲に請求する。ただし、乙が免税業者又は供給物件が内税若しくは非課税品目の場合の請求額は、表記単価に確定数量を乗じて得た額とする。

第12条 削除

(相殺)

第13条 甲が乙から取得すべき金銭があるときは、直ちに代金又は保証金と相殺し、なお不足があるときは追徴する。

(第三者への委任の禁止)

第14条 乙は、物件の供給に関する一切を担当し、これを第三者に委任することはできない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(権利義務の譲渡等)

第15条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することはできない。

ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

第16条 削除

(遅延違約金)

第17条 乙は、期間内に物件の供給を完了しないときは、遅延日数に応じ、契約金額に年あたり政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率(年当たりの場合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を違約金として、甲に納付しなければならない。

2 前項の違約金徴収日数の計算は検査に要した日数は算入しない。

(甲の解除権)

第18条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

なお、履行の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき、この契約の履行に当たり法令に違反したとき又は暴力団等排除に関する特約条項若しくは談合その他不正行為に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項によりこの契約を解除するときにおいては、催告を要しないものとする。

(1) 期間内に契約を履行しないとき又は履行の見込がないと認められたとき。

(2) 契約履行の着手を延ばしたとき。

(3) 正当な理由なく、第5条の履行の追完がなされないとき。

(4) 前3号のほか、乙又はその代理人がこの契約に違反したとき。

2 前項の規定に基づき契約を解除したときは、契約時に定めた業務の予定数量に契約単価を乗じて得た金額の10分の1の額を、乙は甲に支払わなければならない。ただし、甲が認めたときは、この限りではない。

3 契約を解除したときは、甲は履行部分に対し相当と認める金額を交付しその引渡しを受けることがある。乙はその他のものを速やかに引取らなければならない。

4 前3項の規定は、乙又はその代理人の責に帰する事由により履行不能となった場合に準用する。

5 この条の契約解除は、前条の規定による延滞違約金の徴収を妨げない。

(契約内容の変更等)

第19条 甲又は乙は、必要があると認めたときは、双方協議の上、この契約の全部若しくは一部の変更又は履行の中止をすることができる。

2 前項の場合において契約金額を増減する必要があるときは、内訳書の単価による。ただし、甲がこれによることを不適当と認めたとき又は期間を伸縮する必要があるときは、甲乙協議の上定めるものとする。

(疑義の決定等)

第20条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義が生じたとき、又はこの契約書の各条項若しくは仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上これを定めるものとする。

上記のとおり契約するに当たり、その証として本書2通を作成し、それぞれ記名押印して甲乙各1通を保管する。

以 上